

世田谷の街



街

づくり

か

条

例



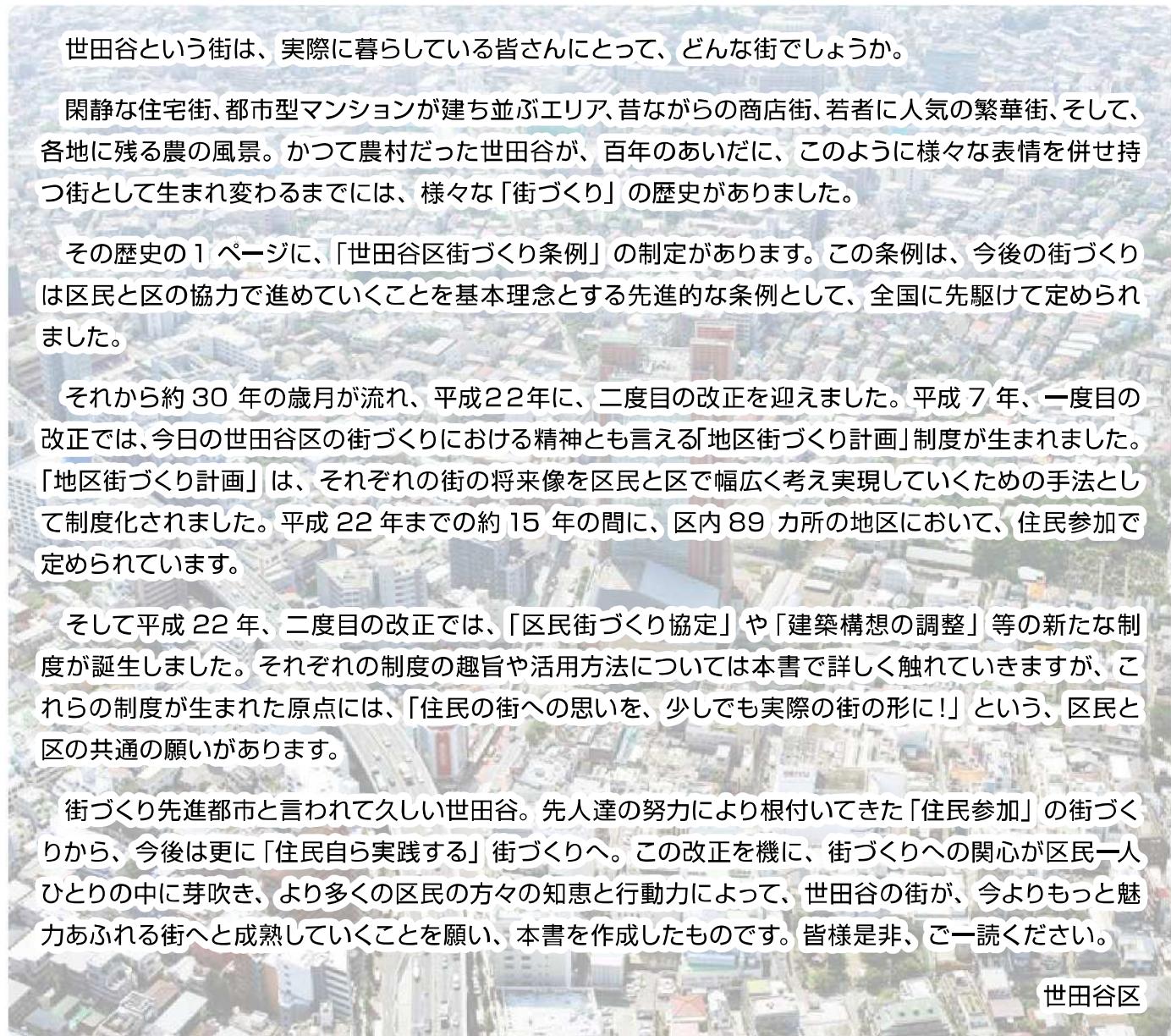
世田谷の街づくり条例
～快適な街に住み続けるために～

世田谷区都市整備政策部都市計画課

■ 快適な街に
住み続けるために ■



はじめに



「街づくり」と「まちづくり」

おなじ「マチヅクリ」という読み方でも、漢字の「街づくり」と書く場合と、ひらがなで「まちづくり」と書く場合があります。世田谷区においては、「街づくり」は、市街地の保全や整備を指す場合に使われ、「まちづくり」は、様々な市民活動や地域のコミュニティづくりまで広く含めた言葉として使われるのが一般的です。

この冊子では、「街づくり条例」が対象としている「街づくり」を取り扱っています。

目次

街づくり入門

第1章 世田谷区における街づくり

1. 世田谷の成り立ち～街の構造～	5
2. 街づくり3つの視点	6
a. 世田谷区全体で考える	7
b. テーマ別に考える	7
c. 身近な街で考える	8
	9

第2章 「身近な街づくり」実践ガイド

1. 「身近な街づくり」の手順	11
2. 「身近な街づくり」に関するルールの特徴	12
3. 実践！「身近な街づくり」	14
a. 自宅周辺を緑豊かな環境にしたい	15
b. 歴史ある、良好な住宅街を維持したい	16
c. 災害に強い街にして、安心して暮らしたい	18
	20

街づくり条例

第3章 街づくり条例の解説

1. 街づくり条例の役割	23
2. 街づくり条例の制定及び改正の経緯	24
3. 街づくり条例の要点	25
a. 前文・基本理念等	26
b. 都市整備方針、分野別整備方針	26
c. 区民街づくり協定	27
d. 地区街づくり計画	28
e. 地区街づくり協議会等への支援	29
f. 地区計画	30
g. 都市計画提案	32
h. 建築協定	33
i. 緑地協定	33
j. 大規模な建築物が建つ時の流れ	34
k. 大規模土地取引行為の届出	36
l. 街づくり誘導指針	36
m. 建築構想の調整	37

第4章 街づくり条例本文

1. 世田谷区街づくり条例	39
2. 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則	40
3. 街づくり条例Q&A索引	47
	50

世田谷区で指定されている10種類の用途地域



街づくり入門

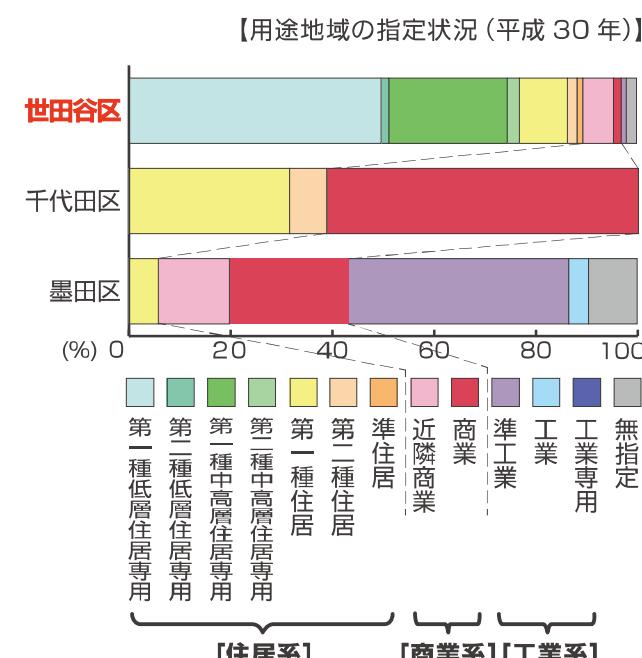
第1章 世田谷区における街づくり

世田谷区の街の特性～他区との比較～

世田谷区は住宅都市…住居系地域が圧倒的に多いが、多様性もある

世田谷区では、住居系地域が全体の約90%を占めています。この値は大田区、渋谷区、杉並区等の周辺区と比較しても高く、逆に、商業系と工業系の割合は、それぞれ7.8%、1.0%と低くなっています。低層住宅を中心とした第一種低層住居専用地域だけで、全体の約50%を占めており、世田谷区は低層住宅都市としての性格が強いことが分かります。

また、全部で12種類ある用途地域のうち、10種類が指定されていることから、街の「多種多様性」があるのも、世田谷区の特徴と言えます。



千代田区

「大手町」「丸の内」「有楽町」「神田」等で知られる千代田区は、商業系地域が区全体の約6割を占めています。

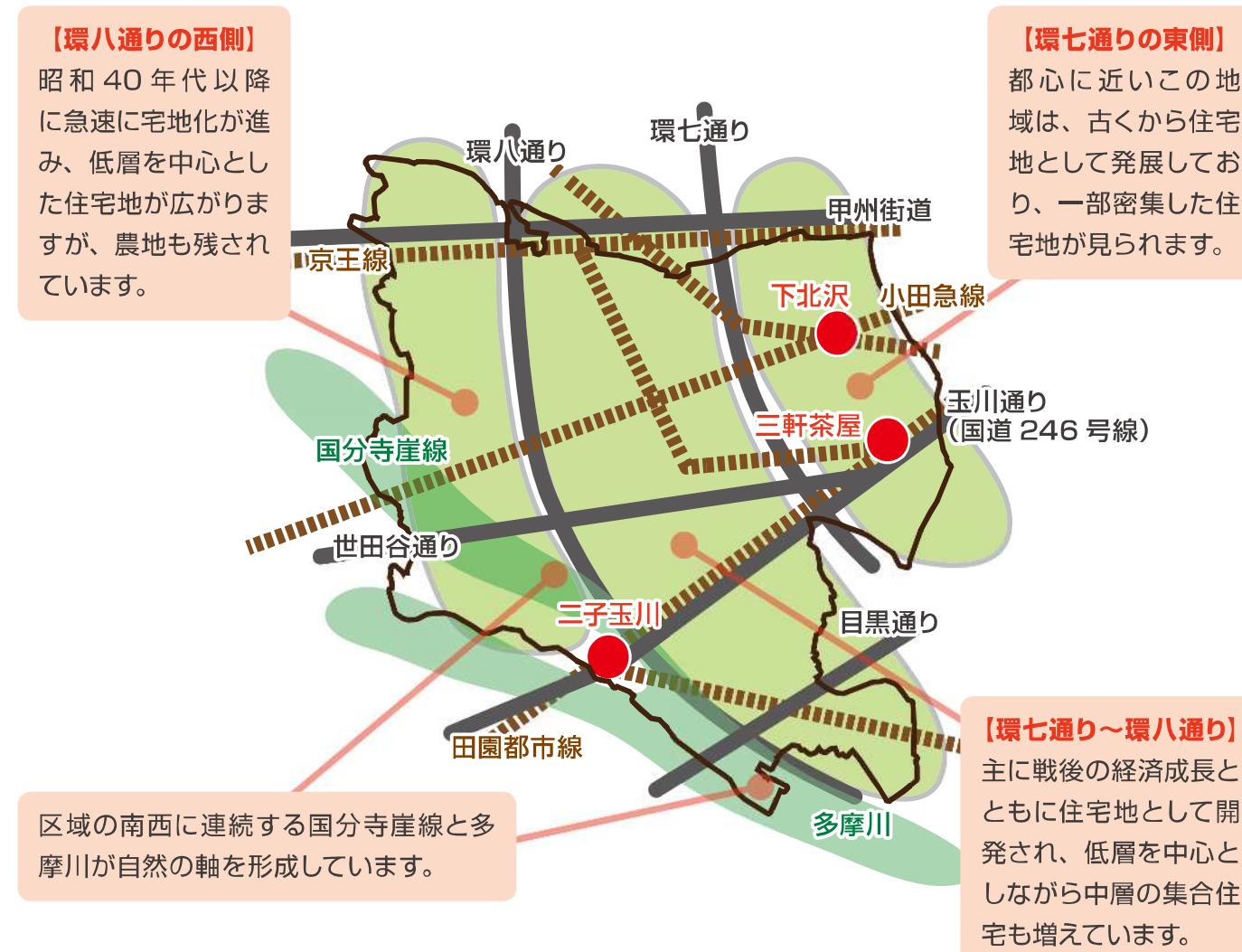
墨田区

スカイツリーで知られる墨田区は、低層住居専用地域は無く、商業系・工業系地域で区全体の約8割を占めています。

1 世田谷の成り立ち～街の構造～

区内を貫く道路と鉄道、大きくみると三層の構造

世田谷の街を大きな視点で見てみると、北西から南東に貫く二つの環状線、東西に貫く四つの放射道路、都心から伸びる鉄道が街の軸となっています。鉄道の結節となる駅を中心に下北沢、三軒茶屋、二子玉川という大きな商業集積があります。鉄道に沿って発達した街の歴史をふまえると、環七通りと環八通りを境に、三つの層が見られます。



街づくりの大切さ

現在の世田谷の街は、その時代ごとの街づくりの歴史の上に成り立っています。既に完成したかのように見える世田谷の街は、これからも変わり続けています。何もしなければ、街の良さは失われ、問題は残されたままとなります。

街づくりとは、「街を守り育てる」と。今ある世田谷の街の良さを積極的に残し、より暮らしやすい街に変えていくために、あらかじめ、様々な視点から街の計画を立てておくことが大切です。

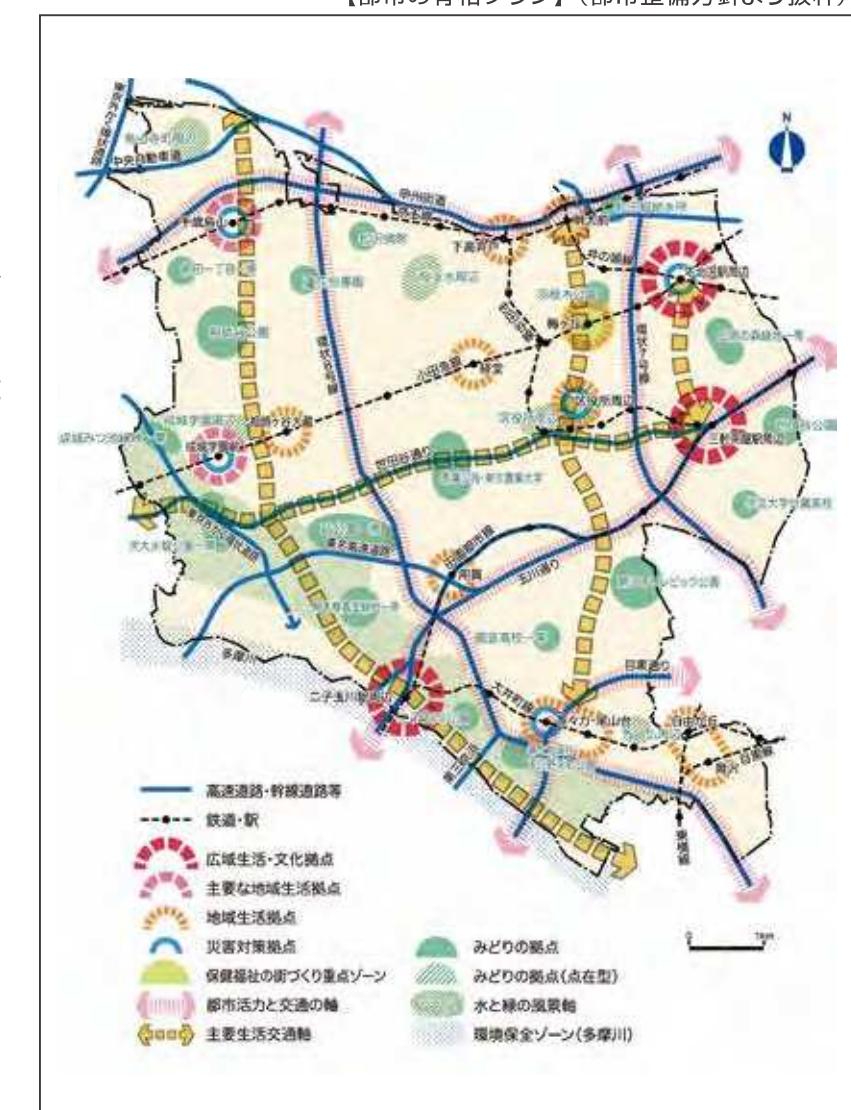
2 街づくり3つの視点

a 世田谷区全体で考える

～一体の都市としての将来像～

街づくりにおいては、全体的、広域的な視点が重要です。しかし世田谷区は広く、住宅地域と言っても場所によって様々、商業地域にもそれぞれに個性があるほか、畠や緑地等の自然環境も各地に点在しており、都会と自然、今と昔が溶け合っているような街です。

こうした、ひとつの街における混在性が、結果として都心部とも郊外地とも違う世田谷独自の魅力を創り出しており、それぞれの街の個性を大切にした上で、区全体の将来像を考えていく必要があります。



■ 世田谷区都市整備方針

総合的・計画的な街づくりを行うための方針

住宅都市としての特性を活かしながら、総合的・計画的な街づくりを行うために、世田谷区では「都市整備方針」を定めています。都市整備方針は世田谷区の街づくりに関する総合的な基本方針（世田谷区街づくり条例第8条に規定）であり、これをもとに世田谷区の街づくりを進めています。

都市計画法では、自治体が「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定めることとしていますが、世田谷区都市整備方針は、この「都市計画マスタープラン」にあたります。

➡ 都市整備方針については、p.27で解説しています。

b テーマ別に考える

～街づくりにおける様々なテーマ～

街は、道路や公園、個々の建物等、様々な要素で成り立っています。

このほか、住みやすい街にするためには、交通や防災、風景づくりやユニバーサルデザイン等、様々なテーマごとの視点から街づくりを考える必要があります。



■ 分野別整備方針

様々なテーマで取り組む街づくり

世田谷区では、分野別整備方針（世田谷区街づくり条例第10条に規定）によって、都市整備方針に定める街づくりの目標を実現します。テーマごとに区民の意見を聴きながら方針を策定します。

- みどりとみずの基本計画
- 風景づくり計画
- ユニバーサルデザイン推進計画
- せたがや道づくりプラン
- 防災街づくり基本方針 等

▶ 分野別整備方針の詳細は、p.27で解説しています。

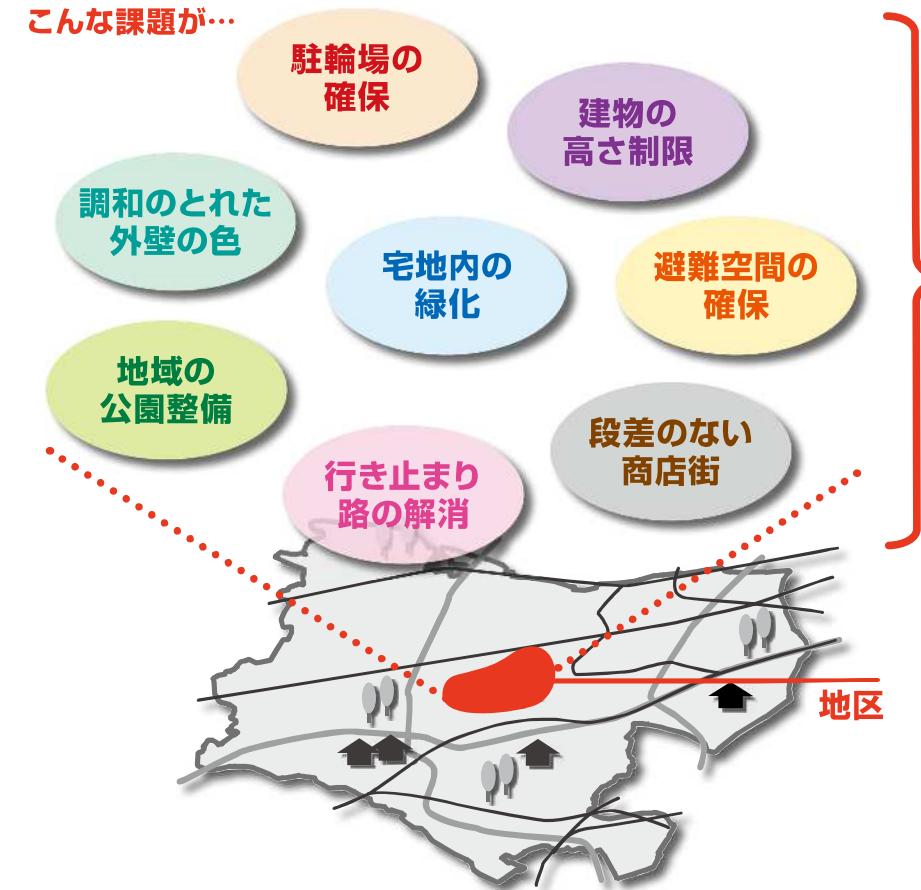
c 身近な街で考える

～暮らしのエリアで考える、街の具体的な課題～

世田谷区は、地域によって様々な個性があります。街の個性を生かしつつ、より住みやすい街にしていくためには、実際に暮らしている住民が中心となる「地区街づくり」が重要です。

住民主体の「地区街づくり」を実現するために、区は様々な形で支援します。

たとえば
こんな課題が…



こうしたルールを
区民街づくり協定
地区街づくり計画
地区計画
等で定めます

↓
住民と区が協力して
実現します



緑豊かな住宅地の環境を守っています
(地区街づくり計画+地区計画)

■ 地区街づくり計画や区民街づくり協定

身近な街づくりにおける世田谷独自の手法

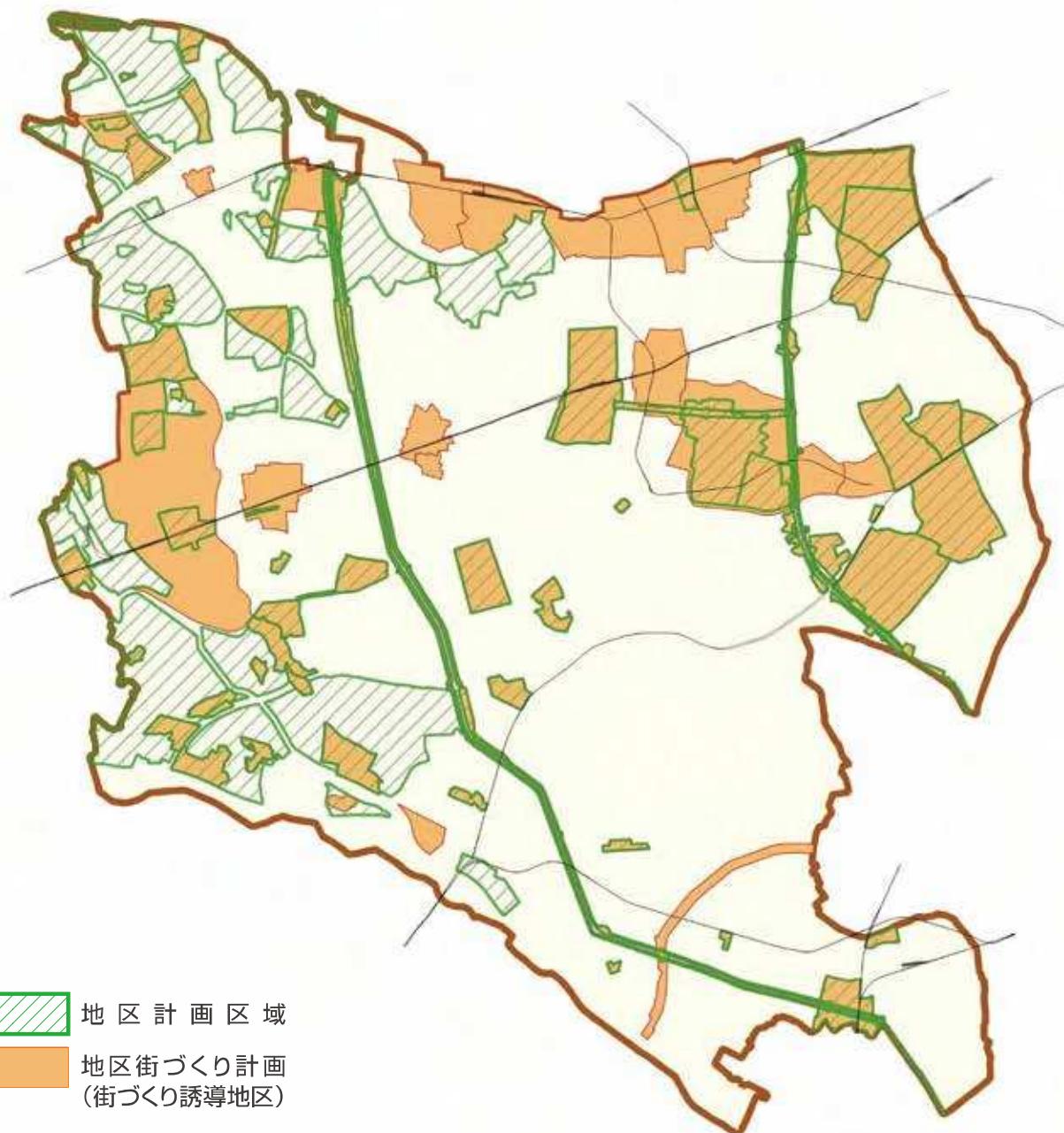
世田谷区では、平成7年より「地区街づくり計画」制度を創設し、住民主体の「地区街づくり」を進めてきました。これまでに区内102地区（平成30年3月現在）で策定されています。

更に、平成23年より、街づくりに関する自主的なルールを住民同士で自由に考え、「区民街づくり協定」として区に登録できるようになりました（登録にあたって一定の要件はあります）。

▶ これらの制度については、p.14、p.28、p.29で解説しています。

これまでの「身近な街づくり」の実績

区内で策定された「地区街づくり計画」は102箇所、「地区計画」は90箇所です。(平成30年3月現在)



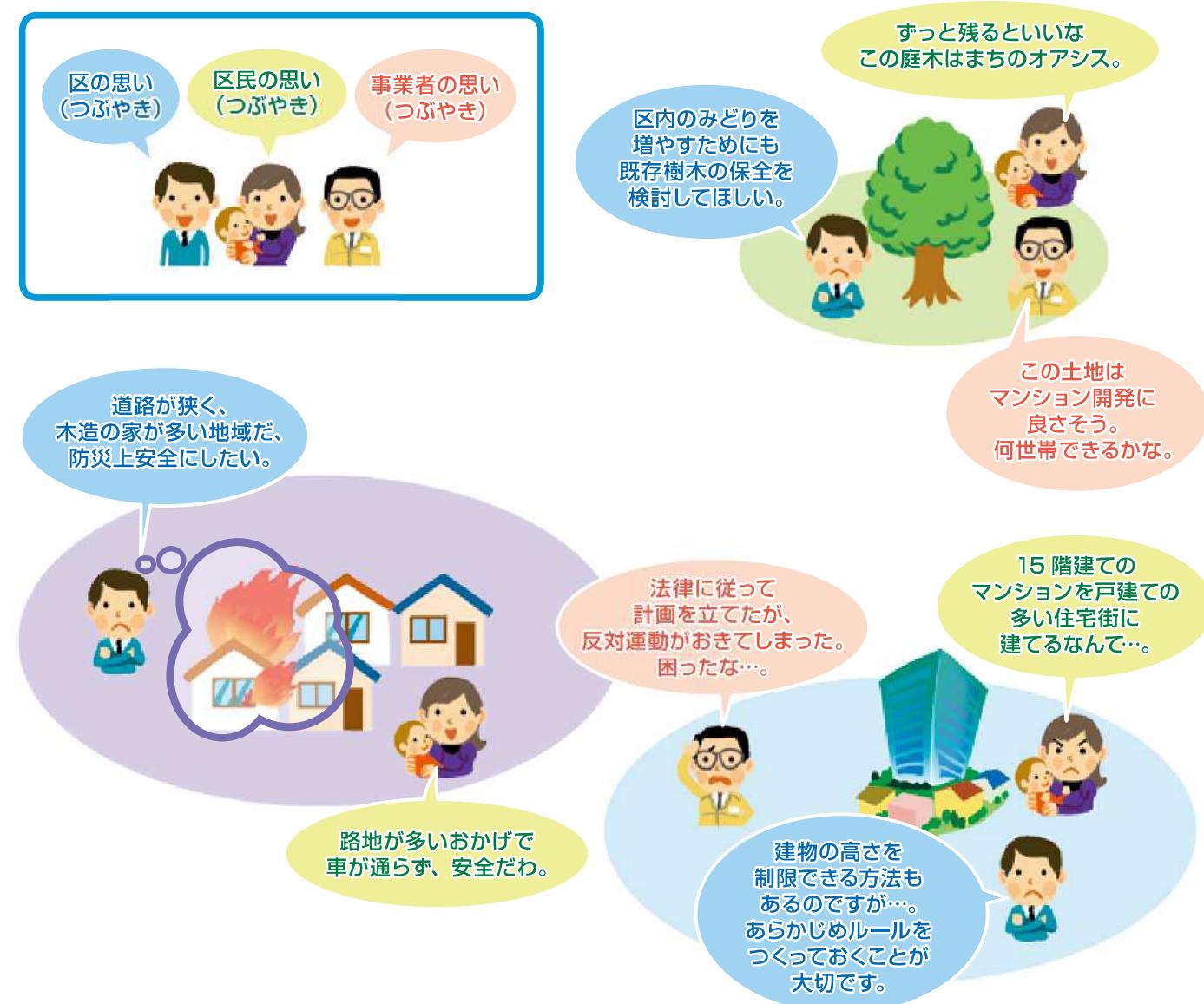
■ 「身近な街づくり」の発展に向けて

これまで世田谷区では、多くの区民の方々の参加を得て街づくりが進められてきましたが、今後、更に住みやすい街にしていくためには、これまで以上に多くの方々に、身近な街づくりに関心を持っていただくことが重要です。第2章では「身近な街づくり」の具体的な手順を紹介します。

街づくり入門

第2章 「身近な街づくり」実践ガイド ～制度の活用例～

街についての様々な思い ～それぞれの立場～



1 「身近な街づくり」の手順

身近な街づくりの方法は、様々です。目標に合わせて方針を定め、適した制度を活用することが大切です。

世田谷区街づくり条例により
定めていること

START!

街づくりの目標

ルールづくりの方針

制度の活用

成果のイメージ

樹木や生垣を大切にし、
**緑で潤う住宅街に
したい**

住民同士で
自主的に守り合う
ルールをつくろう

ご近所や地域の団体でつくる

区民街づくり協定



駐輪スペースを設け、
**安心して買い物が
楽しめる
商店街にしたい**

魅力ある安全・安心な街を
つくるために
地区で話し合って
しっかりした計画をつくろう

地区街づくり協議会で考える

地区街づくり計画



地震や火災に備えて
**防災上安全な街に
したい**

より法的な制限の
強いルールが必要だ

地区計画



歴史ある
**良好な住宅街を
守りたい**

季節によって
新緑・紅葉が楽しめる
住宅街になった

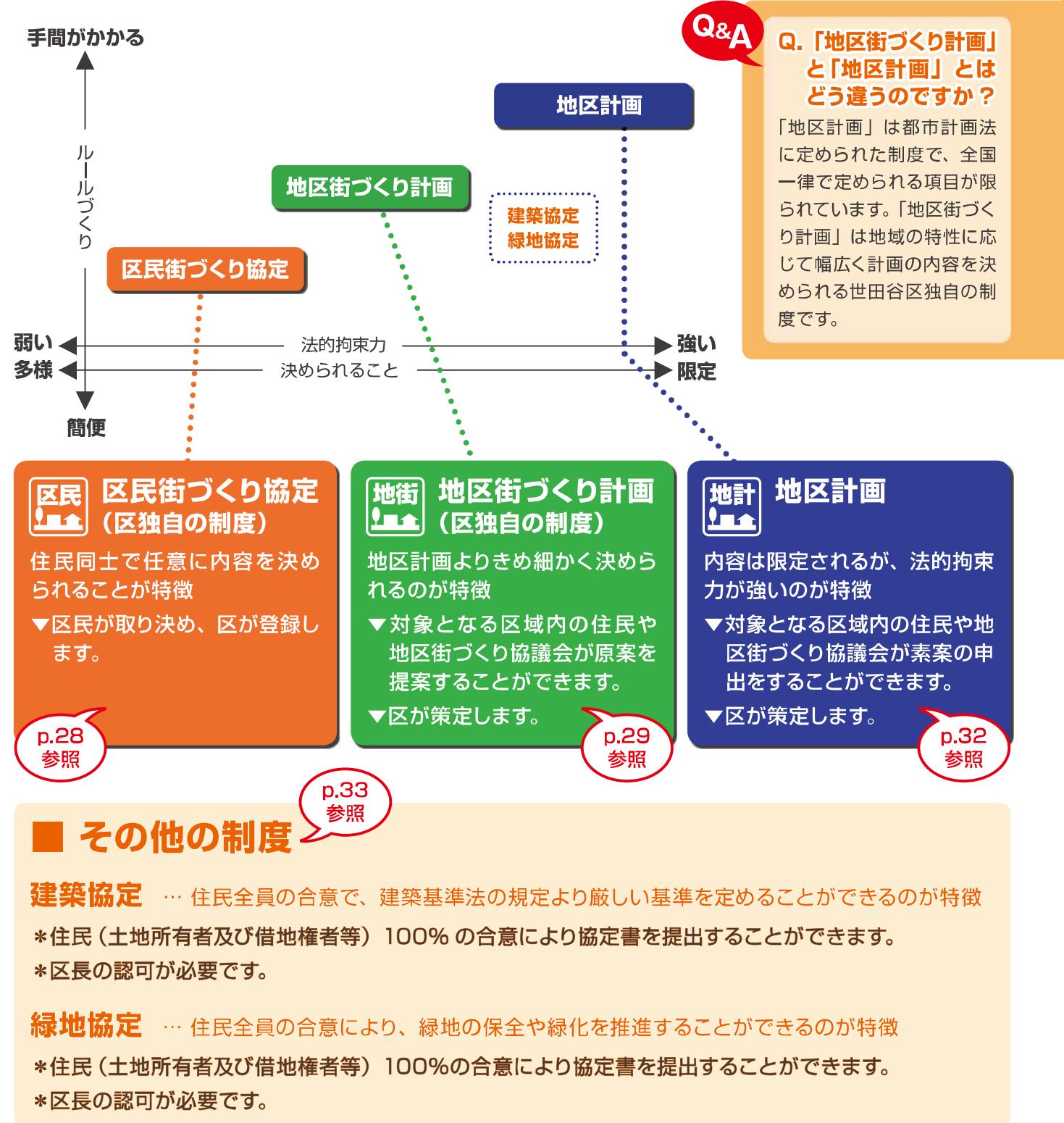
利用者の意識も高まり
放置自転車が減り、
ベビーカーでも
安心して買い物できる
商店街になった

公園・広場や
道路が整備され、
避難しやすい
街になった

土地の細分化や建物の
高さが法的に制限され、
良好な街並みに対する
住民の意識も高まった

2 「身近な街づくり」に関するルールの特徴

街づくりで定めるルールや計画には、法的拘束力の強いものや弱いもの、つくるのに手間がかかるものやつくりやすいもの等、それぞれ特徴があります。一般に、法的拘束力の強いルールは各自の財産権が制限されるため合意形成に手間がかかり、また、定められる内容も限定されていますが、実効性が高いというメリットがあります。一方、法的拘束力が弱いルールは、実効性は低いものの、同じ考えを持った人同士で内容も自由に定められるというメリットがあります。それとの特徴が活きるように、ルールを組み合わせて定めると効果的です。



3 実践！「身近な街づくり」

ここでは、「身近な街づくり」の例を挙げて、街づくり条例でどのような街づくりを実践できるのか、具体的な手順を説明します。



アイコン(絵文字)の凡例

活用する制度 ...	区民	区民街づくり協定	地街	地区街づくり計画	地計	地区計画
区の支援 ...	区の支援情報提供	情報提供 技術的支援	区の支援専門家派遣	街づくり専門家の派遣	区の支援活動経費	活動経費の一部助成

a 自宅周辺を緑豊かな環境にしたい



～「区民街づくり協定」の活用例～

step1
街づくりの目標

無機質な雰囲気の住宅街に緑の潤いを与える

step2
方法の検討

近所で自主的に守り合う、そんなルールをつくれないだろうか。

区民街づくり協定
を活用
区の支援
情報提供

step3
具体的なルールづくり

ご近所に声をかけてみたところ、皆さんも緑が足りないと感じていることが分かりました。そして「できることから取り組もう」ということで、区に相談しながら自分たちでルールを考えました。

ルールの届出

必要な書類を整えて区に提出しました。

step4
協定として登録

自分たちで考えたルールが
区民街づくり協定*として区に登録された！

協定の内容

- *建替えの際に、樹木はできる限り残す。
- *閉鎖的な塀をつくらず、柵は生垣にするよう努める。
- *道路沿いにはなるべく樹木や花を植えるようにする。



次ページへ

前ページから

step5
目標の実現に向け

区民の努力

協定の参加者で「街づくり班」をつくり、町会の協力を得て協定の周知に努める、等。

区の窓口でも、事業者等に対して協定の存在を周知します。



step6
成果

四季折々の花や緑を楽しめる街になってきました

「散歩が楽しくなった」との声もきかれます。



step7
活動の継続

自分たちで考えたルールを自分たちで守り、少しずつ街の形になっていくのが、この協定の魅力です。しかし、「住民だけで決めたルール」と軽視されることも時々あるので、今後は、より法的な制限の強いルールを設けていくべきかどうか、区と相談したいと考えています。

*区民街づくり協定は、この他にも、敷地面積の最低限度、建物の壁面線の位置、共同住宅の一戸あたりの広さ、建物の用途、形態や意匠等、比較的自由に内容を決めることができますが、あくまでも住民同士の取り決めという性格を持ちます。また、一定の要件が整えば、専門家の派遣を行うことができます。(p.31 参照)

b 歴史ある、良好な住宅街を維持したい



～「地区街づくり計画」の活用例～

step1
街づくりの目標

ゆとりのある敷地が伝統の住宅街で
敷地の細分化を抑えたい

step2
方法の検討

区に相談したところ、ある程度行政指導が必要な目標であるとのことでした。住民の総意による提案を受けて区がルールを定めれば、それに基づいて行政指導ができるということが分かりました。

step3
住民組織をつくる

住民提案と言っても、まずどうやって地域の人を集めれば良いのか…区の協力を得て、町会に相談することになりました。

p.22
参照

step4
話し合い

同じ街に暮らしている住民でも実際に様々な意見があり、話し合いには時間がかかりました。でも、住宅街の環境維持という一つの課題でも様々な方策があることが分かり、時間をかけて話し合うことの重要性を感じました。

次ページへ

地区街づくり計画
を活用
地街
区の支援
情報提供

地区街づくり協議会
の立ち上げ

地区街づくり計画の
原案作成・提案*

区の支援
活動経費
区の支援
専門家派遣

Q&A

Q.「地区街づくり計画」の検討がスタートしてから、提案、策定までどのくらいの期間がかかりますか？

地区によって様々ですが、今までの例では検討に約1年以上、原案を提案してから策定までに半年程度かかることが多いです。

*地区街づくり計画の原案を区に提案すると、それをふまえて、区が必要に応じて「地区街づくり計画」の案を作成します。その後、縦覧等を経て区民の意見を聞き、区が「地区街づくり計画」を策定します。

前ページから

step5
計画の策定



地区街づくり計画ができました！

計画の内容

- *最低敷地面積の設定
- *建物の壁面を道路から一定距離下げる
- *生垣等による緑化
- *周囲と調和した色彩の外壁
- *公園・緑地の整備



この計画に基づき、区が行政指導を行います。



step6
成果

敷地の細分化に歯止めがかかった

街を気にしてみると、少しずつですが、計画の内容が実現されてきました気がします。協議会の有志で、街の環境維持・向上について勉強会をするようになりました。地域に知り合いが増え、今度町会といっしょにイベントをやろうという話もしています。

step7
活動の継続

地区街づくり計画では合意しきれなかった内容を、区民街づくり協定で定めることができるかどうか、今後区と相談して検討していきたいと考えています。また、新しい住民にこの計画を周知するため、街づくり通信の発行を継続することになりました。

区の支援
活動経費
区の支援
専門家派遣

地区街づくり計画を活用する「きっかけ」～次のようなことも考えられます。

- *歩道に面した建物をセットバックして安全な歩行者空間をつくろう。
- *戸建て住宅を中心にして、ゲームセンター等をつくるのをやめよう。
- *賑わいのある商店街をつくるため、1階は店舗を連続させよう。

C 災害に強い街にして、安心して暮らしたい



～「地区街づくり計画」と「地区計画」の活用例～

step1
街づくりの目標

古い木造家屋や路地の多い
この街の安全性を高めたい

step2
方法の検討

区に相談したところ、区にとっても重要な課題であり、ある程度法的拘束力の強いルールが必要なケースであることが分かりました。

地区街づくり計画と
地区計画※を併用

区の支援
情報提供



step3
住民組織をつくる

町会の防災班の仲間が数人集まって、地域の人に呼びかけを始めました。地元に住む建築家も手伝ってくれることになりました。

地区街づくり協議会
の立ち上げ

区の支援
専門家派遣

step4
話し合い

次ページへ

地区街づくり協議会活動
街全体の防災性能を高めるには様々な工夫が必要で、住民と行政の協力なしには実現できない課題であることを認識しました。

地区街づくり計画の
原案作成・提案

区の支援
活動経費

区の支援
専門家派遣

前ページから

step5

計画の策定



地区街づくり計画と地区計画ができました

地区街づくり計画



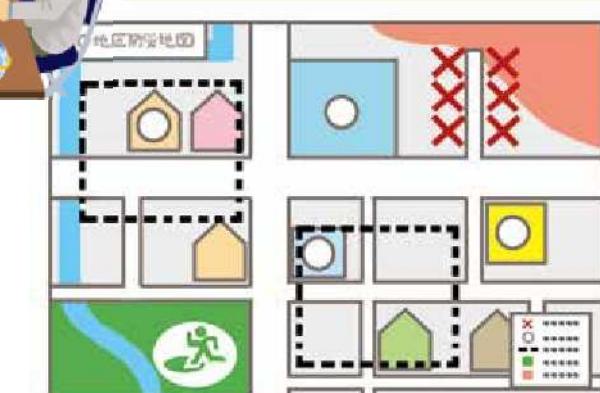
- *街の中に広場をつくる
- *曲がり角は隅切りをする
- *消防自動車が入れる道路を確保する
- *公園の周囲はイチョウ並木とし、防災倉庫をつくる

地区計画



- *最低敷地面積
- *建物高さ制限
- *防火上の制限
- *建物の壁面の位置

この計画に基づき区が行政指導を行います。



step6

成果

少しづつ安全で避難しやすい街になってきました

建て替えが進み、道路や広場が整備されてきたことで、避難経路、避難場所、延焼の危険性等、防災に関する長年の課題が少しづつ解消されました。

step7

活動の継続

今回の街づくりを通じて住民の防災意識も高まり、避難訓練にも多くの住民が参加しています。こうしたコミュニティがまた、今後の街づくりにつながっていくのだと感じました。



※地区計画にはいくつかの種類がありますが、この事例では「防災街区整備地区計画」を活用することを想定しています。

[参考] 街づくり活動を始めるときのポイント

■ 仲間づくりの活動

その1: 活動紹介チラシづくり

活動内容をわかりやすくまとめたチラシやパンフレットをつくり、それを見せながら説明すると、伝わりやすくなります。

その2: 呼びかけ先

街づくり活動をしようと考えている範囲の様々な活動団体へチラシを持って行き、参加する人の呼びかけをしてみてください。



■ 目標や計画をつくるときの活動

地区街づくり協議会（準備会）の活動で「目標の設定」「計画の原案作成」等の段階で、街を知り、考えたことを地域に周知していくことが大切です。

その1: 街を知る活動

例1) 勉強会

- *「地区計画とは」を専門家に聞く
- *街づくりの先輩から体験談を聞く

例2) 街歩き

- *計画検討中の範囲を、みんなで歩く

例3) 話し合い(ワークショップ)

- *勉強会や街歩きの結果をもとに、作業をしながら
アイデアをまとめる

その2: 地域への周知活動

例1) 通信の発行

- *話し合った内容を整理して、通信を発行する

例2) 通信による周知の方法

- *各家へのポスティング
- *町会の回覧板で回す
- *街の掲示板に貼る

例3) 地域の活動団体等に相談

- *通信を置いてもらったり、会合を訪ね、説明をさせてもらう機会を設ける

街づくり条例

第3章 街づくり条例の解説



チラシの構成例

○○街づくり協議会（準備会）では、こんな活動をしています！
ぜひご参加ください。

【チラシ作成のポイント】

- ①活動の目的、内容を簡潔に
- ②活動の様子がわかる写真があれば掲載
- ③参加対象範囲が決まっていればそれを記載
- ④次の活動が決まっているれば記載
- ⑤連絡先も忘れずに



●次回のお知らせ

日時：○月○日（土）午後2時～
会場：世田谷区民会館集合
内容：計画範囲内の街歩き
連絡先：090-XXXX-XXXX（担当者：△△△）

通信の構成例

○○地区 街づくり通信

「街歩き」をしました

○月○日、参加者15名により、○○地区の街歩きをしました。街の問題点に気づいた方も多く、有意義なひとときとなりました。

街歩き終了後、意見交換を行いました。

街歩き後、意見交換をしました。
主な意見は次のとおりです。

地図上に、街の課題を整理

<これは問題！> <みんなでできること>
*自転車の違法駐輪が多い。 *違法駐輪はやめよう
*落ち葉のそらしが大変。 キャンペーン。
<こうなったらしいな> *落ち葉掃除を皆ででする。
*安全に歩ける歩道づくり。 . . .
*大きな木を残したい。

次回活動：○月○日（土）午後2時～4時

会場：世田谷区民会館

問合せ先：03-XXXX-XXXX（担当者：△△△）

1 街づくり条例の役割

街づくり条例では、世田谷区における「街づくり」の理念や姿勢、「街づくり」を総合的に進めるための基本方針、「街づくり」を区民参加で進めるための決まりや手続き、「街づくり」に影響を及ぼす大規模建築等を構想段階で調整する仕組み等を定めています。

世田谷区街づくり条例

安全で住みやすい快適な街をめざします

世田谷区基本構想（区の将来像）の実現を目指す

世田谷区が区民や事業者とともに、街づくりに取り組む理念や姿勢

街づくりに関する総合的な基本方針

都市計画法に定められた手続き

都市計画に関する基本的な方針、地区計画等を世田谷区で策定するための具体的な「手続き」を定めます。

きめ細やかな地区の街づくり

区民の街づくり活動を支援し、地区的街づくり計画を策定し、事業者を指導・誘導する区独自の制度で、地域特性にあったきめ細やかな街づくりを行います。

大規模な開発や建築物への対応

大規模な土地取引にあたり、新たな土地所有者に区の方針等を適切に伝えるとともに、変更可能な段階で、区民と事業者の意見を区が中立的な立場で調整します。

他条例との連携

中高層建築物等の建築に係る紛争予防条例（東京都中高層建築物の条例）、建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例、みどりの基本条例、風景づくり条例、環境基本条例、ユニバーサルデザイン推進条例、国分寺崖線保全整備条例 等々

前文・基本理念等 a

p.26

都市整備方針、分野別整備方針 b

p.27

地区計画 f

p.32

都市計画提案 g

p.33

区民街づくり協定 c

p.28

街づくり誘導地区

p.29

地区街づくり計画 d 街づくり推進地区

p.30

地区街づくり協議会等への支援 e

街づくり誘導指針 j

p.36

街づくり誘導指針 k

p.36

建築構想の調整 l

p.37

2 街づくり条例の制定及び改正の経緯

街づくり条例改正（平成22年）の背景とポイント

平成12年、14年の都市計画法の改正、街づくりを取り巻く社会状況の様々な変化、区民の街づくりに対する意識の高まりを受け、条例のあり方検討委員会による検討、区民参加による提案を経て、平成22年9月30日に改正、平成23年4月1日より施行されました。

- 条例に前文を追加し、条例が目指す理念を明記しました …【前文】
- 世田谷区都市整備方針、分野別整備方針の位置づけを明確にしました …【第8、10条】
- 地区計画等の素案の申出方法を規定しました …【第20条】
- 地区街づくり協議会も、都市計画の決定等を提案できるようにしました …【第21条】
- 区民街づくり協定制度を創設しました …【第44条】
- 地区街づくり協議会の活動目的等を、より明確にしました …【第3条】
- 地区街づくり協議会設立を目的とした地区街づくり準備会への区の支援を規定しました …【第47、48条】
- 地区街づくり計画の実現に向けた活動への区の支援を規定しました …【第45、47、48条】
- 大規模な土地取引をする際は、契約の3ヶ月前までに区へ届け出るよう義務づけました …【第29、30条】
- 街づくり誘導指針を制度化しました …【第22条】
- 大規模建築の建築構想について、事業者と周辺住民が意見を調整する制度を創設しました …【第31～43条】

街づくり条例制定（昭和57年）までの流れ

*昭和50年の地方自治法の改正施行により区長公選制が実現し、都市計画決定権が大幅に東京都から特別区に移管され、世田谷区としての街づくりの気運が高まりました。

*昭和51～52年に実施した「世田谷区既成市街地再整備基本調査」で、太子堂地区や北沢地区が防災上の整備課題が多い地区と指摘され、修復型の街づくり（建て替えにあわせた道路・公園等の整備）、住民参加の街づくり（街区環境整備方式）が提案されました。

*昭和54年4月に策定した「世田谷区基本計画」の中に「居住環境の整備」の項を設け、重点事業の第一に「災害に強いまちづくり計画」を掲げました。それを受け、北沢地区・太子堂地区・区役所周辺地区で街づくりの取り組みが始まり、区民の参加と協力のもとに街づくりを推進していくための、区独自のルールづくりが必要となりました。

*昭和55年の法定地区計画制度の創設に伴い、区の条例による手続の規定が必要となりました。

*条例制定の検討プロジェクトを設置し、1年余にわたる検討を経て、昭和57年7月1日に「世田谷区街づくり条例」が制定されました。

街づくり条例改正（平成7年）の背景

*平成3年の地域行政制度の発足に伴い、各地区の特性に応じた街づくりが展開されており、それらに対応するための制度が必要となりました。

*平成4年の都市計画法改正により、市区町村は「都市計画に関する基本的な方針」の策定が義務づけられるようになりました。そのため、街づくりに関する各種方針・計画と体系づけることが必要となりました。

*基本構想の改定（平成6年9月）、各種街づくりに関する方針の策定や環境基本条例の制定、まちづくりセンター（現在の世田谷トラストまちづくり）やまちづくりファンドの設置等、街づくりの推進や制度化にかかる諸動向があり、それらを統合化し根拠づけるものとして、条例の改正が必要となりました。

*行政手続法が平成6年に施行、東京都行政手続条例が平成6年に制定されたため、区においても世田谷区行政手続条例が平成7年度に制定施行されることになり、このため、従来要綱で対応していた事前相談制度を、事前の届出義務として条例化する必要が生じました。

*条例改正検討会議による検討を経て、平成7年4月1日に改正施行されました。

3 街づくり条例の要点

a 前文・基本理念等

【街づくり条例 前文、第1~6条】

■ 条例前文の趣旨

世田谷区が目指してきた街づくりに対する姿勢や区民の思いを前文に表現しました。基本理念に加えて、地域性の重視や、情報公開や説明責任、相互の信頼関係の構築について述べています。

■ 目的

安全で住みやすい快適な環境の市街地の整備、開発及び保全を推進することを目的としています。

■ 基本理念

区民が自己に関係する街づくりに参加する権利と責任をもっていること、区民・事業者（Q&A 参照）・区は互いの信頼、理解及び協力の関係を大切にしなければならないことを定めています。街づくり条例制定当時からの大切な理念です。

■ 責務

区、区民等、事業者には次のような責務があります。

【区】

- 1) 街づくりに関する必要な調査を行い、基本的・総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければなりません。
- 2) 街づくりに関する施策の策定・実施の際、区民等や事業者の協力を得るよう適切な措置を行い、区民等の意見を十分に反映するよう努めなければなりません。

【区民等】

- 1) 街づくりに自ら努めるとともに、区と協力して街づくりの推進に努めなければなりません。

【事業者】

- 1) 街づくりに自ら努めるとともに、区が実施する施策へ協力しなければなりません。
- 2) 街づくりに影響を及ぼす行為（Q&A 参照）を行う際、区民等の理解を得るよう努め、その行為を街づくりの方針等（p.34 の Q&A 参照）に適合させるよう努めなければなりません。

Q&A

Q. 事業者とは何ですか？

街づくり事業（区内における市街地の整備、開発、保全に係る事業）を行う次の法人または個人です。
 ①公共的団体（東京都住宅供給公社やUR都市機構等）、②これに準ずる団体（電気、ガス、水道、交通事業者等）、
 ③民間開発者、④個人

Q. 「街づくりに影響を及ぼす行為」とはどのような行為ですか？

大規模な建築物の建築や宅地開発です。街づくり条例（第25条、29条、31条）で届出が規定されている行為は「街づくりに影響を及ぼす行為」に該当するといえます。

b 都市整備方針、分野別整備方針

【街づくり条例 第8~10条、施行規則 第4~5条】

■ 世田谷区都市整備方針

都市整備方針は、街づくり条例を根拠とし、世田谷区自ら定める都市づくり・街づくりにおける区の総合的方針です。区全体としての将来都市像や各地域に共通の都市づくりの基本方向を示す「都市整備の基本方針」と、5地域ごとの特性を生かした「地域整備方針」の2部で構成しています。現行の「世田谷区都市整備方針」は、世田谷区における「街づくりに関する総合的な基本方針」であり、都市計画法に基づく「都市マスターplan」です。

■ 分野別整備方針

分野別整備方針は、世田谷区の街づくりを、風景やみどり、道路・交通等、それぞれのテーマ別に定めた全区的な方針です。分野別整備方針には、次のようなものがあります。

みどりとみずの基本計画

「世田谷みどり33*」を区民、事業者、区が連携し、実現するための施策と「地域別のみどりとみずのまちづくり方針」を定めています。みどりの基本条例と都市緑地法に基づく計画です。

*区制100周年を迎える2032年に「みどり率」を33パーセントとすることをめざす取組み

防災街づくり基本方針

「災害に強い街づくり」を目指し、防災生活圏の形成、復旧・復興プログラムの確立、防災コミュニティの育成と区民参加の防災街づくりの推進を定めています。

交通まちづくり基本計画

望ましい交通体系や交通サービスの確立を目指して、区の交通に関する施策や仕組みづくりを計画しています。

せたがや道づくりプラン

私たちの生活に必要不可欠な道路を計画的かつ効率的に整備するため、骨格的な道路から地先道路までに至る道路の新設・拡幅整備の総合的な方針を定めています。

風景づくり計画

地域の風景を守り、育て、つくるため、風景づくりの具体的な方法を定めています。風景づくり条例や景観法に基づく計画です。

ユニバーサルデザイン*

推進計画

誰もが安心して暮らせるまちを目指すため、ユニバーサルデザイン推進条例に基づき施策を定めています。

*年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境にする、という考え方

豪雨対策基本方針

局所的豪雨による浸水被害を減らすため、「雨と向き合う」「雨水をたくわえる」「雨水をいかす」という3つの視点から様々な施策に取り組むことを定めています。

Q&A

Q. 「都市整備方針」と「街づくり条例」はどのような関係にありますか？

「街づくり条例」では、区長が「街づくりに関する総合的な基本方針であり、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針でもある「都市整備方針」を策定すること」と定めています。街づくりの具体的な目標や将来像は、「街づくり条例」で定めるのではなく、「都市整備方針」の中で定めます。

Q. 区が「都市整備方針」等を定めるとき、区民が意見を言う機会はありますか？

都市整備方針や分野別整備方針を定めるときには、区民意見を頂く機会を設けることが、街づくり条例で区に義務付けられています。具体的には直接参加のワークショップやアンケート、パブリックコメント等がこれに該当します。

c 区民街づくり協定

【街づくり条例 第44条、施行規則 第36~39条】

■ 特徴

街づくり条例に基づく区独自の制度です。地区計画等と比べ法的拘束力が弱い反面、協定の元になる取り決めを住民同士で自由に定めることができるのが特徴です。

■ 制度のねらい

ルールとしては、賛同者でお互いに守りあう性質のものですが、「区民街づくり協定」として区が登録して窓口等で周知を図ることで、住民の街への思いを少しでも街の形に反映していくことをねらいとしています。

■ 届け出ることができる人、団体

区域内の住民、街づくり活動を目的としたNPO法人、町会・自治会、商店会等が届け出ることができます。

■ 登録の要件

1) 次のことが決まっている必要があります。

- ① 取り決めの名称、位置、区域及び有効期間
- ② 取り決めの目標及び方針
- ③ 取り決めの内容

2) 区の定める街づくりの方針等に適合している必要があります。

■ 取り決める内容の例

*ある程度統一した色彩やデザインで美しい街並みをつくる（壁や屋根の色、形）

*道に対して閉鎖的な塀をつくらない。

*塀や柵は生垣とする。道に面して同種の花や樹木を植える。

*安全に歩ける商店街とするために、歩道に面した一階部分の壁面を

- m 後退させ、歩行の妨げになるものは置かないようにする。

■ 登録までの流れ

住民同士が話し合い、取り決めをつくり、それを取り決めの区域内の人に周知して理解を得ます。その後、区に届け出ます。区は一定の要件を確認し、「区民街づくり協定」として登録します。

■ 登録されたら

取り決め自体の有効期間は自由に決められますが、区民街づくり協定としての登録期間は、登録から4年を超えた3月末までとなります。登録を継続する場合は、登録期間内に申し出ることが必要となります。



Q.「区民街づくり協定」が登録されると、区はどんな対応をするのですか？

窓口等で、建築等を行う事業者に協定の存在を周知します。

d 地区街づくり計画

【街づくり条例 第11~16条、施行規則 第6~10、14~19条】

■ 特徴

街づくり条例に基づく制度です。区民参加で街の将来像を幅広く考える世田谷区独自の街づくり手法として、平成7年に創設されました。区民から計画の原案の提案を受け、区が策定します。

■ 計画の原案を提案できる人、団体

地区住民等 (p.31 参照)、地区街づくり協議会

※区民提案を受けると、必要に応じて区が「地区街づくり計画案」を作成し、再度地区住民の意見を聞いたうえで、「地区街づくり計画」を策定します。



Q.「地区街づくり計画」の原案は誰でも提案できるのですか？

提案自体は地区住民等であればどなたでもできますが、原案の作成にあたっては、地区的皆さんの多数の合意を得ることが重要です。そのため、区としては、「地区街づくり協議会」をつくって原案を作成し、提案することが望ましいと考えています。

Q.原案の作成にあたっては、具体的にどのような活動をするのですか？

一般的には、アンケート等で地区的皆さんの意見を聴き、作成の過程を「通信」等で周知します。反対者がいる場合は説明し、理解を得るよう努めてください。

■ 計画で定めること

1) 計画の名称、位置及び区域

2) 計画の目標

3) 地区における街づくりの必要な事項

- a 周辺地域との調和のとれた良好な住宅地や商業地の誘導等
土地利用に関すること
- b 道路や広場等地区施設の配置、整備に関すること
- c 壁面の位置、建物の高さ等建築物及び工作物の制限に
関すること
- d 緑化等に関すること

■ 策定されたら

区は、地区街づくり計画が策定された地区について、必要に応じて「街づくり誘導地区」「街づくり推進地区」を指定するなどして、街づくりに取り組んでいきます。地区住民等は、地区街づくり協議会を継続させ、地区街づくり計画の実現に向けた活動に取り組むことができます。

(1) 街づくり誘導地区

区は、地区街づくり計画が策定された地区について、建築行為等の誘導が必要な場合は、街づくり誘導地区に指定し、建築行為等についての事前の届出を義務づけ、地区街づくり計画の実現に努めます。

(2) 街づくり推進地区

区は、街づくり誘導地区のうち、街づくり事業を重点的に進めるべき地区を、区議会の議決を経るなどして街づくり推進地区に指定します。街づくり推進地区の指定期間は、概ね10年で、区はその間道路や公園等の公共公益施設整備等の事業を行います。

※区民街づくり協定、地区街づくり計画、地区計画の違いは、p.14にまとめています。

e 地区街づくり協議会等への支援

【街づくり条例 第45~49条、施行規則 第40~43条】

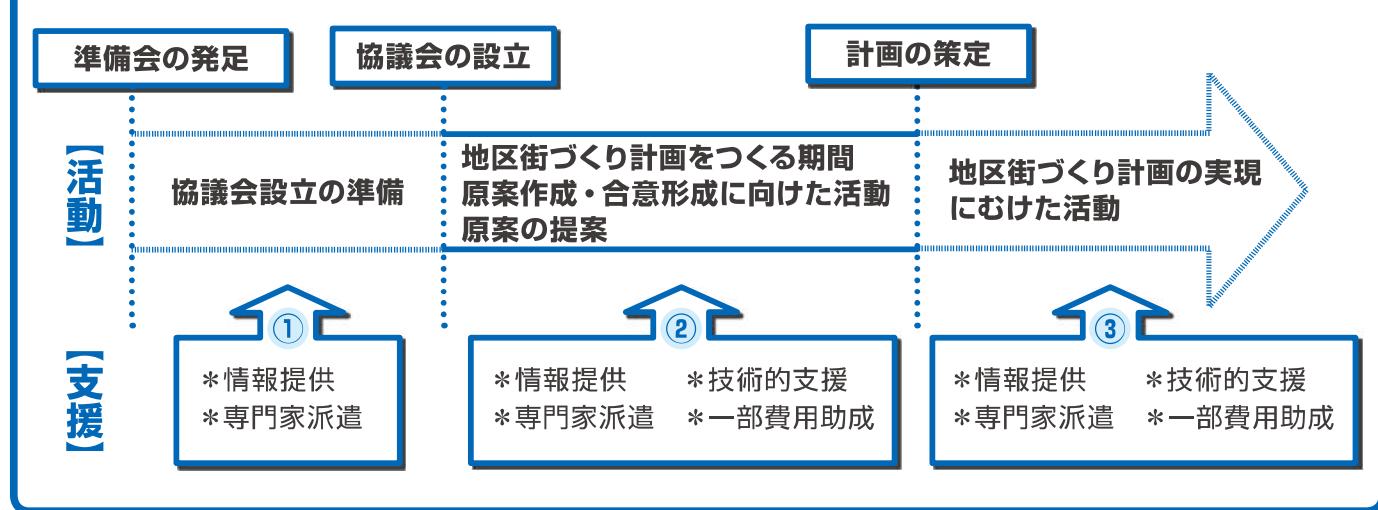
■ 特徴

区は、地区街づくり協議会に対して、活動の段階に応じて様々な支援をします。

■ 制度のねらい

- ① 街づくり活動の組織をつくるうとする段階では、地区街づくり協議会の円滑な設立を目的として支援します。
- ② 地区街づくり計画の原案をつくる段階では、原案の作成及びその合意形成を目的として支援します。
- ③ 地区街づくり計画を策定した後の段階では、その計画の実現を目的として支援します。

地区街づくり協議会の活動と支援のイメージ



■ 地区街づくり協議会への助成

区は、一定の条件が整えば、地区街づくり協議会の街づくり活動に要する経費の一部を助成します。

助成等を受けるときの要件

- 1) 地区住民等であれば誰でも参加できる開かれた協議会であること。
- 2) 構成員が地区住民等であること。ただし、地区周辺に住み、その協議会活動に必要と認められる方は、構成員になれる場合もあります。
- 3) 地区住民等の多数の支持を得ていると認められること。

助成期間

- 1) 地区街づくり計画原案作成の助成 …ひとつの協議会につき通算5年を限度
- 2) 地区街づくり計画実現のための活動助成 …ひとつの協議会につき通算5年を限度
(ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。)

Q&A

Q. 地区街づくり協議会以外の団体等への区の支援はありますか？

世田谷まちづくりファンドのような区民等の自主的な街づくり活動を支援することを目的とする信託、基金等に対し、必要な助成、出資等を行っています。

■ 街づくり専門家の派遣

区は、街づくりを推進するために必要があると認めるときは、地区街づくり協議会・準備会等に、街づくりの専門家を派遣します。

街づくり専門家が派遣される場合

- 1) 地区街づくり協議会が地区街づくり計画の原案を作成しようとする場合
- 2) 地区住民等または地区街づくり協議会が、地区街づくり計画の実現に向けた自主的な街づくり活動を行うようとする場合
- 3) 地区住民等が地区街づくり準備会を組織し、地区街づくり協議会の設立に向けた準備活動を行おうとする場合
- 4) 区民等が建築協定や緑地協定を締結しようとする場合
- 5) 区民等が共同建替え、協調建替え、土地区画整理事業の準備を行おうとする場合
- 6) 町会等の街づくり活動団体が、街区を単位とする区域で、区民街づくり協定登録に向け活動しようとする場合

地区街づくり協議会とは

【街づくり条例 第3条、第21条】

■ 特徴

街づくり条例に基づく区独自の団体です。活動目的と構成員について条例で規定しています。区による登録や認定は行いませんが、区が活動経費の一部を助成する場合は一定の要件があります。

■ 構成員

地区住民等*を主たる構成員とします。

*「地区住民等」とは、ある「地区街づくり計画」に関わる区域内の、次の人々です。

- | | |
|--------|---------------|
| ①住民 | ②土地所有者または借地権者 |
| ③建物所有者 | ④利害関係を有する者 |

Q&A

Q. 「地区街づくり協議会」とは誰でもつくれる（入れる）のですか？

目的が「地区街づくり計画の原案の作成」や「地区街づくり計画の実現に向けた自主的な活動」であれば「地区住民等」を主たる構成員としてつくることができます。地区街づくり計画の検討区域や会員の構成・資格は、各地区街づくり協議会の「会則」で決めます。

■ 活動目的

- 1) 「地区街づくり計画」の原案の作成
- 2) 「地区街づくり計画」の実現に向けた自主的な街づくり活動
*地区計画等の素案申出、都市計画提案をすることもできます。

■ 地区街づくり準備会

地区街づくり協議会を立ち上げるための準備活動を行う団体です。街づくりの学習会、地区住民等への呼びかけ、会則づくり、設立総会の準備等を行います。

f 地区計画

【都市計画法 第12条の4~12条の13】【街づくり条例 第17~21条、施行規則 第11~12条】

■ 特徴

都市計画法に基づく制度です。地区の将来像に基づき、建築物の用途や形態、道路、公園等、法律の範囲内で街づくりのルールを定め、安全で住み良い街を実現することを目的としています。

用途地域等が世田谷区ほぼ全域にかかる制限であるのに対し、地区計画等は身近な地区を対象とした計画です。また、私権を制限することもあるので、地区住民の意見を十分反映しながら策定します。

■ 策定方法

区は、地区計画等（Q&A 参照）を定める必要があると判断したとき、地区計画等の原案をつくります。その後、住民の意見を聞き、必要に応じて修正をし、地区計画等の案をつくります。再度、広く住民の意見を聞き、区の都市計画審議会の審議を経て都市計画決定されます。

*区では地区街づくり計画の策定とあわせて、地区計画についても検討します。

■ 策定されると

地区計画等が決まった地区内では、建築主等は建築工事等を行う30日前までに区に届出を行い、区は地区計画等の内容に合っているかを審査します。適合していないものについては、区は建築主等に地区計画等の内容に合わせるように勧告を行うことができます。また、地区計画等で定められた内容のうち、区の建築制限条例*に定められたものは建築確認の審査項目となります。（適合していないと建てられなくなります）

*世田谷区地区計画等の区域内における
建築物の制限に関する条例

Q&A

Q.「地区計画等」とは何ですか？

世田谷区においては、都市計画法に基づく地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備地区計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道地区計画の3つがあります。

Q.「地区計画等」の素案の申出に、なぜ土地の権利者の2分の1以上の同意が必要なのですか。

「地区計画等」は策定されると地権者の財産権を制限する場合があるからです。

地区計画等の素案申出

■ 制度のねらい

都市計画法に基づく制度です。地区計画等の素案を区長に申出をすることができます。平成22年に街づくり条例に、申出人や具体的な方法等を規定しました。

■ 素案申出の要件

申出ができる人、団体

①区域内の住民 ②土地所有者、規則に定める利害関係者 ③区域内地区街づくり協議会

申出の条件

- *原則、道路、河川等の地形、地物により区画された、概ね5,000m²以上の街区であること
- *土地の所有者や借地権者等の2分の1以上の同意があり、かつ同意した人が所有あるいは借りている土地の面積が、全体の2分の1以上であること
- *次の書類を提出すること…①種類、名称、位置、区域及び内容を記載した地区計画等の素案申出書
- ②同意要件を満たすことを確認することができる書類 ③その他区長が必要があると認める書類

■ 決定までの流れ

地区計画等の素案の申出に対して、都市計画の決定または変更の必要性を区が判断します。区はその結果と理由を申出人に通知し、必要と判断した場合は、地区計画の原案を作成します。

街づくりに関するルールづくりには、他にこんな方法もあります。

g 都市計画提案

【都市計画法 第21条の2、施行令 第15条、施行規則 第13条の4】【街づくり条例 第21条、施行規則 第13条】

■ 特徴

都市計画法に基づき、一定の条件の下、都市計画の決定や変更を区や都に提案できる制度です。提案にあたっては、他の関連する都市計画等との十分な調整が必要となります。

■ 都市計画の提案をすることができる団体

都市計画法に定める団体のほか、世田谷区では「地区街づくり協議会」です。

■ 提案できる内容

都市計画のうち、土地利用に関する計画、都市施設の整備に関する計画、市街地開発事業に関する計画が対象になります。

■ 提案の要件

- *5,000m²以上のまとまった区域であること *都市計画に関する基準に適合していること
- *提案区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意があり、かつ同意した人が所有あるいは借りている土地の面積が全体の3分の2以上であること

■ 決定までの流れ

提案に対して区が必要と判断した場合、区が都市計画案を作成、都市計画審議会を経て決定します。

h 建築協定 及び i 緑地協定

	建築協定	緑地協定
■ 根拠	【建築基準法 第69~77条】	【都市緑地法 第45~54条】
■ 特徴	地区の環境の保全改善のため、その区域で建築基準法の規定より厳しい基準を定めることができる制度です。区長の認可により、公的な協定となります。	市街地の良好な環境を守るため、緑地の保全や緑化について協定を結ぶことができる制度です。区長の認可により、公的な協定となります。
■ 合意の割合		土地所有者等全員の合意
■ 定める内容	①区域、②建築に関する基準（建築基準法を緩和するものは不可）、③有効期間、④違反に対する措置ほか	①区域、②緑地の保全または緑化に関する必要事項、③有効期間、④違反に対する措置ほか
■ 認可されると		認可の公告後、土地所有者が変わっても、協定の効力は新しい土地所有者に及びます。協定違反者に対する是正は運営委員長による是正勧告等によります。

大規模な建築物が建つ時の流れ



世田谷区では、大規模な建築が行われる際に、「大規模土地取引の届出」「建築構想の調整」、及び「街づくり誘導指針の策定」等の制度に基づき、適正な土地利用や良好な建築計画の誘導に向けて取り組んでいます。

■ 建築までの手続きの流れ

世田谷区においては、一定規模以上の建築については、住環境整備条例、みどりの基本条例その他の条例に基づく各種指導が行われる建築計画段階よりも更に早い段階で、街づくり条例に基づく、以下の手続きが必要となります。

*大規模な土地取引を行う場合は、事前に区へ届出をすること。

*大規模な建築を行う場合は、建築構想の段階で、周辺住民との意見調整の手続きを行うこと。

これらの必要な手続きがすべて行われた後、引き続き住環境整備条例その他の条例に基づく手続きを行い、最終的に建築確認を取得し、工事に着手することができます。

Q&A

Q. 「街づくりの方針等」とは何ですか？

街づくり条例の第6条、7条、30条、32条、37条、44条に書かれている「街づくりの方針等」とは、①世田谷区都市整備方針、②分野別整備方針、③街づくり誘導指針、④地区街づくり計画の4つを指します。

Q. なぜ、大規模土地取引行為の届出が必要になったのですか？

大規模な土地での建築は周囲に与える影響が大きいので、土地を買う前に地区の特性や都市整備方針等を買い主に理解していただき、その上で事業計画を立てていただくためです。

Q. 大規模土地取引行為を買い主ではなく、売り主が届け出なければならないのは何故ですか？

事前に地区の状況を理解し、それを前提として土地を購入していただくための制度であり、売買契約の3ヶ月前までの届出を義務づけています。この段階では複数の買い主が検討中で、特定できない場合もあると考えられるからです。

Q. 売り主が買い主に情報を提供しない場合は、取引をしないよう制限できますか？

この制度では契約を禁止することはできません。大規模な敷地を有する所有者に対して、日頃から制度の趣旨をお知らせし、理解を求めていきます。

Q. 建築構想について周辺住民へ「周知する方法」とは、どのようなものがありますか？

標識の設置とともに、対象となる周辺住民に個別にチラシ等を配布して説明会の開催のお知らせをします。

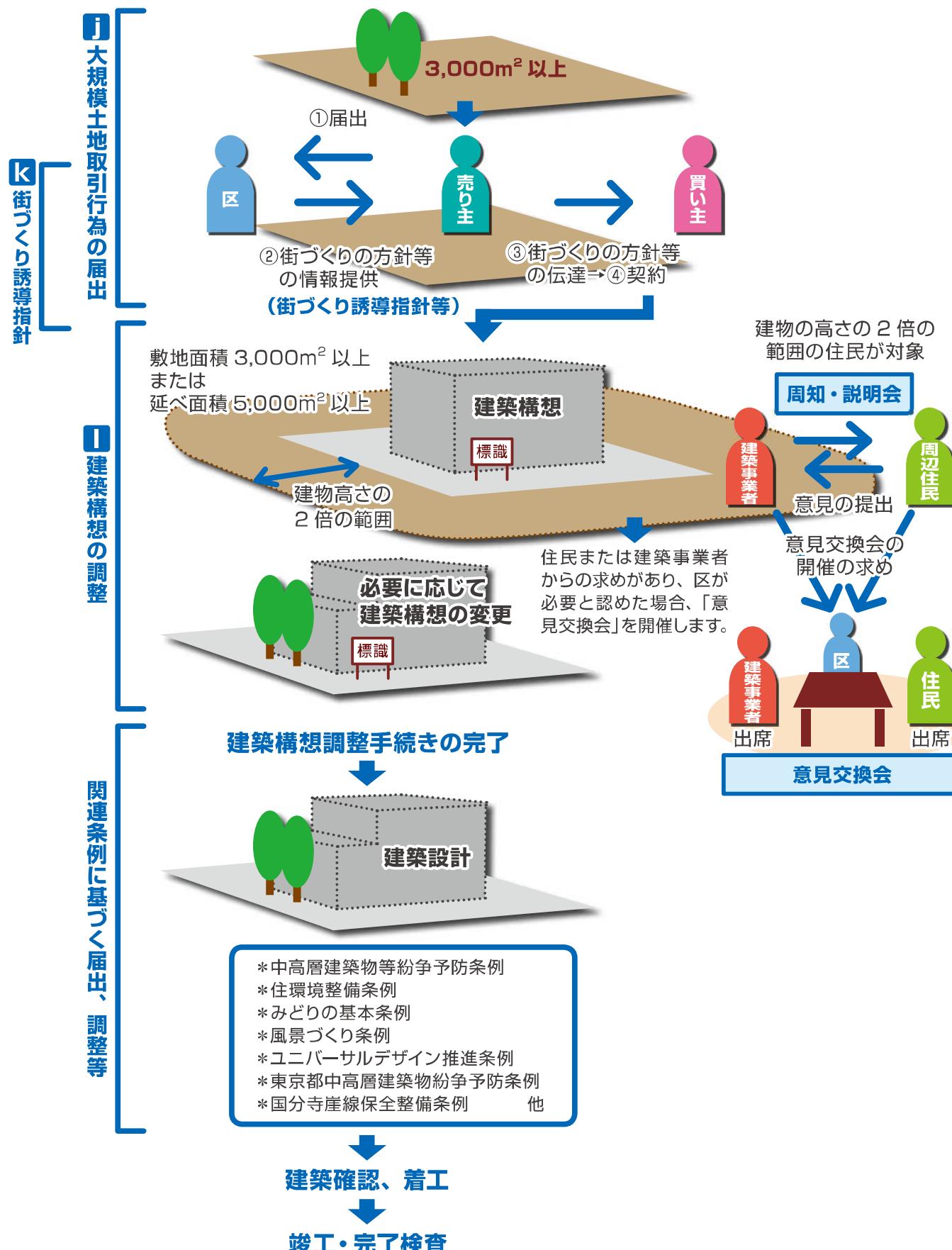
Q. 公共事業についても建築構想の調整の対象になりますか？

一定規模以上の建築は対象となります。ただし、次の建築については対象としません。

①法に基づく都市計画事業に係る建築（市街地開発事業等）、②災害のために必要な応急措置として行われる建築、③建築基準法に定める1年以内の仮設店舗等の仮設建築

※なお、この他に、手続きの一部（周知、説明会、意見交換会）が除外される場合もあります。

建築までの手続きの流れ（全体像）



J 大規模土地取引行為の届出

【街づくり条例 第29~30条、施行規則 第20条】

■ 制度のねらい

大規模な建築を伴う場合の多い大規模な土地取引について、取引が行われる前に、その地区に関する区の街づくりの方針等を取引の当事者に伝達することにより、良好な建築計画を誘導することを目的としています。

■ 対象となる取引及び、届出を行うもの

3,000m² 以上の土地に関する取引*において、売り主等が届出を行う。

*所有権、地上権もしくは賃借権、またはこれらの権利取得を目的とする権利の譲渡または設定

■ 手続きの流れ

対象となる大規模な土地を売ろうとする人は契約の締結予定日の3ヶ月前までに区に届け出し、取引を行う土地に関連する街づくりの方針等の情報を区から受け取ります。土地を売ろうとする人は、その情報を、土地を買おうとする人に伝えた上で、契約を行います。

K 街づくり誘導指針

【街づくり条例 第22条】



Q. 「街づくり誘導指針」は誰がどのような方法で決めるのですか？

区が都市整備方針や分野別整備方針をもとに速やかに策定します。

■ 制度のねらい

区は、周辺に及ぼす影響が大きい土地利用転換が予想される土地（大学のグラウンドや社宅・官舎等）を区の街づくりの方針等に沿って誘導することを目指し、必要に応じて街づくり誘導指針を定めます。

■ 策定されると

区の窓口でその土地及び周辺を調査する建築事業者等に情報提供していきます。また、必要に応じて地区街づくり計画・地区計画について検討し、提案していきます。

■ 記載内容の例

名称、位置、区域	
目標及び 土地利用の方針	方針と 記載例
都市整備方針、地域整備方針の内容を基本とし、次の視点から方針を記載する。 *周辺の土地利用の状況 *都市整備方針上の位置付け ほか、特記事項	以下の中から、該当する視点について、地域整備方針を参考に方針を記載する。 (必要に応じて分野別整備方針を参照し、記載する。視点については、下記を基本とする。)
■建物、敷地規模、用途について ■道路・交通体系について ■水と緑について ■防災及び生活環境について ■都市景観の形成について ■その他(風害、避難場所へのアクセス)	*周辺環境に則した環境負荷の少ない建築計画とすること。 *幅員○m以上の外周道路と緑化された貫通道路を整備すること。 *○○道路に面して、敷地内に歩道を整備すること。 *車庫の出入り口は、○○道路単独とせず、周辺に影響しない範囲の複数化を考えること。 *既存樹林を極力活用した建築計画とし、みどり率○○%以上を確保に努めること。 *公園へ通り抜けられる通路を設けること。 *公開空地をつくることで周辺環境の向上に寄与すること。 *自動車駐車場は露天機械式ではなく、緑化部分等の地下階方式とすること。 *建物の形状等、周辺に対し風害をもたらさないように配慮すること。
位置図、方針図	

I 建築構想の調整

【街づくり条例 第31~43条、施行規則 第21~35条】

■ 制度のねらい

大規模な建築は周辺への影響が大きいため、建築構想の段階で周辺住民*と建築事業者が意見を交換し、より良い建築計画を誘導することを目的としています。

■ 対象

敷地面積 3,000m² 以上または延べ面積 5,000m² 以上の建築

■ 周辺住民の「知る機会」「意見を伝える」など

1) 建築構想を知る

建築事業者は、建築計画の変更が可能な段階で建築構想を区に届出し、標識を設置し、周辺住民に対する周知を行います。区は、建築事業者から届出された旨を区のホームページ等で公表します。届出された建築構想は区の窓口で見ることができます。

2) 説明会へ参加する

建築事業者の開催する説明会に参加することができます。

3) 意見を提出する

《提出先：建築事業者》

文書で意見を提出し、建築構想の内容について検討を求めた場合、建築事業者は再度説明会を開催します。
【提出期間：説明会の開催日から2週間以内】

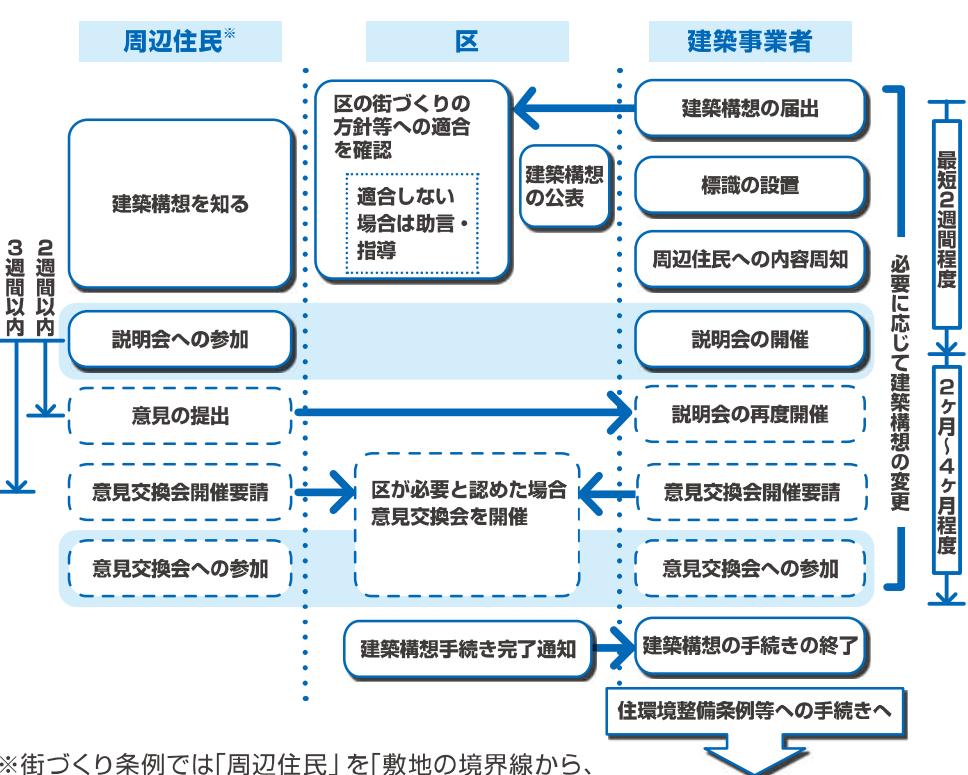
4) 意見交換会開催を求める

《提出先：区》

要請理由、建築構想に対する意見を記入した意見交換会開催要請書を提出することができます。（→ p.38 参照）
【要請期間：説明会の開催日から3週間以内】

5) 意見交換会へ参加する

意見交換会開催の要請があり開催が決まった場合、要請者に書面で通知するほか、掲示してお知らせします。



*街づくり条例では「周辺住民」を「敷地の境界線から、水平距離が建築物の高さの2倍の範囲内に居住し、又は事業を営む人」と規定しています。

意見交換会とは

【街づくり条例 第37条、施行規則 第27条～第29条】

■ 目的

意見交換会は、大規模なマンション等の建築構想の段階において、周辺住民としての意見や要望を建築事業者に伝えて話し合うことにより、周辺環境に調和した良好な建築を可能な限り実現していくための機会です。周辺住民や建築事業者からの開催要請を受け、必要と認められる場合に区が開催します。

■ 開催の要請ができる時期及び要請方法

事業者による建築構想の説明会（二度行われた場合は二度目の説明会）が行われてから3週間以内に、「意見交換会開催要請書」を区に提出する。

■ 意見交換会で想定されるテーマ

- 建物の高さや階数、ボリュームについて
- 敷地内の緑化や樹木の保存について
- 建物の配置、位置等について
- 建物用途に関する事（低層階を店舗に、等）
- 建物のデザイン・色彩等について
- 地域住民への開放施設の付設等について
- ※以下の場合は、意見交換会の開催は困難です。
*建築そのものの反対等の意見の場合
*建築構想以外の意見（工事協定に関する事等）の場合 等

■ 意見交換会のイメージ

意見交換会の進行順序

- ①議長等による開会宣言及び意見交換会の趣旨説明
 - ②建築事業者による建築構想の説明
 - ③意見交換、質疑応答（街づくり専門家が進行）
- ※全体で2時間程度です

Q&A

Q. 意見交換会には誰が参加できますか？

意見交換会に参加できるのは周辺住民（意見交換会を要請した者に限る）と建築事業者です。

Q. 意見交換会の参加者は誰でも意見を述べられますか？

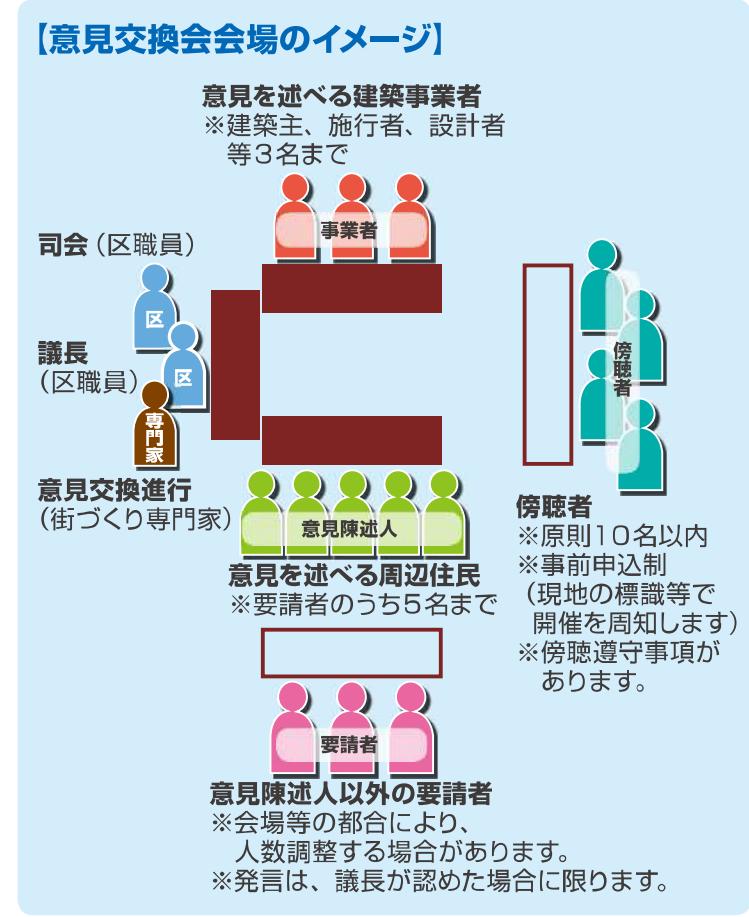
意見交換会を円滑に進めるため、必要に応じて議長が、意見を述べる人を選定します。原則として、意見交換会を要請した周辺住民5名以内、建築事業者3名以内です。

Q. 意見交換会で、建築事業者と周辺住民の意見が合わなかった場合はどうなりますか？

意見交換会は、良好な建築計画に向けて周辺住民と建築事業者が話し合いを行う場として、区が必要に応じて開催するものです。合意形成に至らないケースについては、引き続き意見交換を行う必要があると区が判断した場合は、再度、意見交換会を開催することが考えられます。また、建築事業者が周辺住民との合意形成に努め、必要な手続きを全て行ったと区が判断した場合は、調整を終了することになります。

街づくり条例

第4章 街づくり条例本文 ～条例、施行規則～



3 街づくり条例 Q&A 索引

No.	質問項目 (Q)	関連条文	Q&A 掲載ページ
【前文・第1章 総則】			
1	事業者とは何ですか？	第3条(2)	26
2	「街づくりの方針等」とは何ですか？	第6条等	34
3	「街づくりに影響を及ぼす行為」とはどのような行為ですか？	第6条 第2項	26
【第2章 街づくりに関する方針等の策定】			
4	「都市整備方針」と「街づくり条例」はどのような関係にありますか？	第8条	27
5	区が「都市整備方針」等を定めるとき、区民が意見を言う機会はありますか？	第9条、第10条	27
【第3章 街づくりの推進等】			
6	「地区街づくり計画」と「地区計画」とはどう違うのですか？	第11条～第20条	14
7	「地区街づくり計画」の原案は誰でも提案できるのですか？	第12条	29
8	原案の作成にあたっては、具体的にどのような活動をするのですか？	第12条 第2項	29
9	「地区街づくり計画」の検討がスタートしてから、提案、策定までどのくらいの期間がかかりますか？	第12条～第15条	18
10	「地区計画等」とは何ですか？	第17条 (都市計画法 第12条の4)	32
11	「地区計画等」の素案の申出に、なぜ土地の権利者の2分の1以上の同意が必要なのですか？	第20条 第3項	32
12	「街づくり誘導指針」は誰がどのような方法で決めるのですか？	第22条	36

【第4章 良好的な建築構想の誘導】

13	なぜ、大規模土地取引行為の届出が必要になったのですか？	第29条、第30条	34
14	大規模土地取引行為を買い主ではなく、売り主が届け出なければならないのは何故ですか？	第29条	34
15	売り主が買い主に情報を提供しない場合は、取引をしないよう制限できますか？	第30条	34
16	建築構想について周辺住民へ「周知する方法」とは、どのようなものがありますか？	第34条、第35条	34
17	意見交換会には誰が参加できますか？	第37条	38
18	意見交換会の参加者は誰でも意見を述べられますか？	第37条	38
19	意見交換会で、建築事業者と周辺住民の意見が合わなかった場合はどうなりますか？	第37条	38
20	公共事業についても 建築構想の調整の対象になりますか？	第31条、第41条	34

【第5章 街づくりの支援】

21	「区民街づくり協定」を登録するために、「地区街づくり協議会」をつくる必要がありますか？	第44条	28
22	「区民街づくり協定」が登録されると、区はどんな対応をするのですか？	第44条 第3項	28
23	「地区街づくり協議会」とは誰でもつくれる(入れる)のですか？	第3条(6)、第45条 第2項	31
24	地区街づくり協議会以外の団体等への区の支援はありますか？	第46条 第2項	30
25	「区民街づくり協定」を登録するために、区の支援はありますか？	第47条、第48条	28